



# 諮問事項に関するご説明について

- 1. 通学区域審議会を開催するに至った経緯と現状の認識  
について（諮問 1 について）**
- 2. 諮問 2 について**

1. **通学区域審議会を開催するに至った経緯と現状の認識  
について（諮問1について）**
2. **諮問2について**

# 前回の校区再編にかかる経緯

## 箕面市・教育委員会での検討

## 通学区域審議会（附属機関）での検討

## ワークショップでの検討

H  
28

船場地域へ、小中一貫校も視野に入れた小学校建設について検討を進めていく方針を決定

H  
29

学校新設により全市的な校区再編の必要性が生じることから、「通学区域審議会」を立ち上げ、本格的な校区の検討をスタート

WS立ち上げ

H  
30

船場地域への学校新設検討

WSの情報をもとに  
まずは小学校区の検討

校区についての意見提供

R  
1

新設校は小学校に決定  
(学校設置条例の改正)

小学校区の線引き（案）がほぼ完成  
(校種が決定するまで検討ストップ)

R  
2

教育委員会にて校区最終決定

新設校が小学校に決定したため、  
校区（案）が確定

# 新設校を小学校にした理由

## ■ 箕面市の考えとして

- 小中一貫教育は重要だが、施設一体型と施設分離型（校区連携型）とで、その効果に差があってはならない。
- 全ての学校を今すぐ施設一体型にすることは不可能であるため、**施設一体型でも施設分離型でも、子どもたちに一貫教育の成果が行き渡るよう、さらなる取り組みの充実が必要**



### 小中一貫教育のさらなる推進に向けた取り組みの基本方針

(R1.11)

1

#### 9年間の連続性のあるカリキュラムの策定

それぞれの教科において9年後の目標を明確化し、その目標からの逆算によって小学1年生から中学3年生までのカリキュラムを再整理し、学習内容の精選や進度の見直しを行う。

2

#### 小・中学校の区別のない人事配置

教員自身が9年間の一貫した教育観を持てるよう、小・中学校の区別なく人事配置を行う。

3

#### 校区連携型の小・中学校の学園化と学園長の配置

方針1・2の実効性をより高めていくために、「校区連携型」において、同じ校区内の小・中学校をひとつの“学園”と捉え、“学園”を運営する権限をもった“学園長”を配置する。



## ■ 校種検討のポイント

- ✓ この方針にもとづき、施設一体型かどうかに関係なく小中一貫教育を推進していくのであれば、新設校の校種はどちらでもよく、**それ以外の要因（地理的要因など）により新設校の校種を検討すべき。**
- ✓ この方針を進めるのであれば「同じ小学校なのに進学先の中学校が2つに分かれる」という状況は望ましくない。**「小学校が同じであれば、進学する中学校も同じ」とすることを前提で校種を検討すべき。**

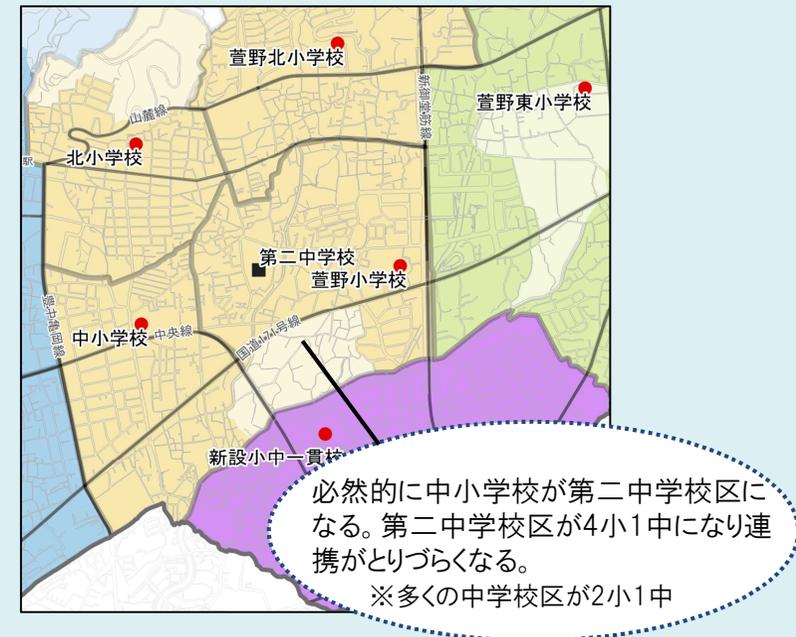
# 新設校を小学校にした理由

## ■ 新校区（案）の前提で新設校の校種を検討

船場の新設校が小中一貫校だと・・・



第五中学校を船場に移転した場合でも・・・



## 過去の結論 (R2.3)

- 市内の教育環境にできるだけ差を作らないという観点からも、小・中の組み合わせは、最大でも現行の「3小1中」(\*)までとすることが適当

⇒**全市的な平等性を重視して新設校は小学校と決定**

※第二中学校区は、現在も「3小1中」の組み合わせです。

# 校種再検討のきっかけ

## しかしその後…

- 新型コロナウイルス感染症の影響により税収の減少の見込み
- R3.2に「子どもたちの未来に負担を先送りしない」ことを目標に掲げた、「箕面市新改革プラン」が策定
- 「病院跡地に新設予定の小学校についても、よりまちの魅力が高まるよう、施設一体型の小中一貫校建設の可能性も含めて検討します」という市全体としての方針が新たに示される



# 校種再検討のきっかけ

- 「校区」は、多くのかたの協力をいただきながら検討を重ね案を決定
- 「学校の種類（校種）」については全市的な視点で検討を重ね教育委員会にて決定

教育委員会として、「子どもたちの未来に負担を先送りにしない」という新改革プランの趣旨については十分認識しているものの、「校種について再検討すべきかどうか」については、慎重に検討する必要があった。



**第三者である学識経験者に、「校種再検討の必要性」「校種再検討の妥当性」についての評価を依頼（R4.9）**

## 第三者からの評価では・・・

- 施設一体型小中一貫校が、子ども・保護者・教員に与えるメリットについての指摘（再認識）
- 「新設校開校までの期間を考慮すれば、箕面市全体にとって何が良いのかという視点で再検討することには意義がある。」という指摘
- 過去の検討時には想定していなかった新たな視点からの指摘

# 校種再検討のきっかけ

## 第三者評価の内容（一部抜粋）

### 改めて指摘されたこと（施設一体型のメリット）

#### ■子どもにとって

施設一体型は、異学年交流が容易。異学年交流により、上の学年の子は自尊感情が育まれ、下の学年の子は上の学年に憧れる。

#### ■保護者にとって

施設一体型は、子どもが小学校1年生の段階から、9年生（中学校3年生）までの情報を入手できる。子どもの将来の見通しがイメージしやすい。

#### ■教職員にとって

施設一体型は、小・中学校で校長が1名の組織体制なので、小・中学校の統制が取りやすく情報共有も行いやすい。生徒指導の面でも、9年間を通して子どもや家庭をサポートしやすい。

### 新たに指摘された事項（施設一体型のメリット）

- 施設分離型の学校（一体型ではない学校）では、**小中一貫教育を推進する意識をもった教員がいなければ、小中一貫教育を実施することは困難。**一方、**施設一体型では小中一貫教育を進めようとする意識のある教員が育ちやすい。**
- 前回の検討では、全ての校区で小中一貫教育の取り組みを平準化していくことを前提に、新設校を小学校と判断したが、小中一貫教育のさらなる充実を考えた場合、「**より多くの教職員が施設一体型を経験できるよう新設校を3校目の施設一体型小中一貫校とし、そこで得た子ども理解のあり方や教科研究の経験を計画的な人事異動を通じて施設分離型に広める。**」という手法についても、過去に検討するべきだったかもしれない。

※その他「新設校に一貫教育の研修・研究機能を持たせることの有用性」「今後のまちづくりへの影響」などに関する指摘がありました。

あらゆる可能性を排除せずに、今日的視点での再検討を開始（R5.1）

# 再検討開始（R5.1）から本日までの検討状況

## 教育委員会での検討

R5.1～4

- あらゆる可能性を排除せず、新設する学校の種類を再検討
- 新設校を小学校とする現行案も含めた6つの案を作成

R5.5

- 再度、学識経験者への第三者評価を実施。6つの案のメリット・デメリットについて学識経験者の意見を伺い、検討を深めた。

R5.6

- 第五中学校区の地域のかたを対象とした意見交換会を実施（計4回）。地域からの意見・反応を参考に検討を深めた。

R5.7

- 総合教育会議（※）を開催。市長と教育委員会で、第三者評価や意見交換会の結果等を踏まえ議論を行い、**6つの案の内、次ページの案で検討を進めていくことを合意**

R5.8

- 五中地域の住民を対象とした地域説明会、全市民を対象とした市民説明会を開催（計6回）。

R5.9～

- 新設校を施設一体型小中一貫校にする場合の課題解消策・コスト・教育効果など、様々な側面からの検討を深めている。

（※）法律で定められた会議です。市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置されるものです。



# 審議会を開催する理由（現状の認識）

- 現在検討を進めている新設校（案）には大きなメリットがあると考えています。しかし第三者評価でも改善すべき点が指摘されていることもあり、そこをどれだけ解消できるかの検討を進めています。
- 併せて、この新設校（案）に抜け漏れがないか、他に課題がないか、コストの再積算も含めて洗い出しを進めており、その一環として、「新設校の校種変更が校区に影響を与えるか（校区を変える必要性が出てくるのか）」についても確認を進めていく必要があります。



## 諮問 1

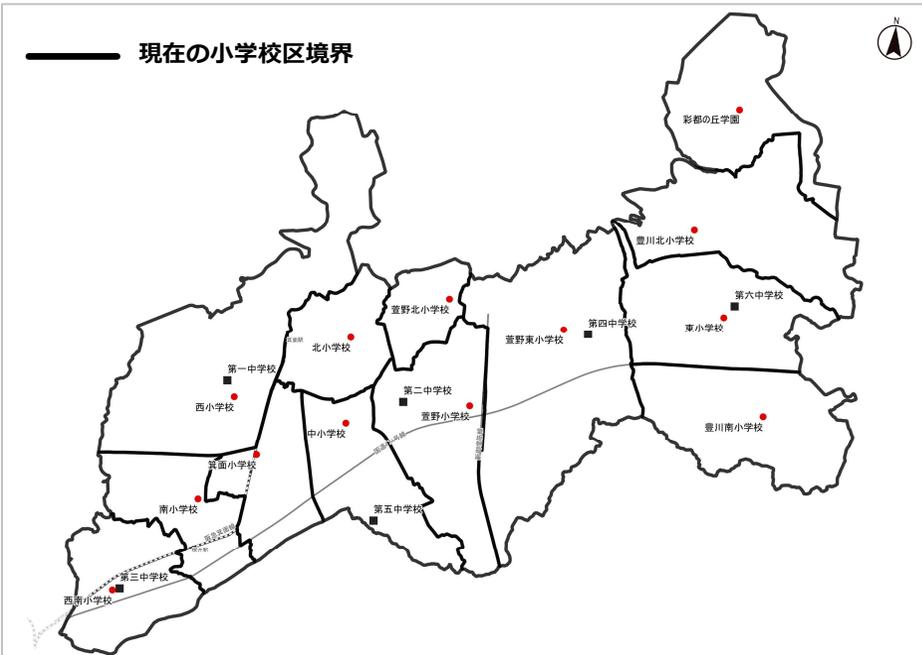
### 船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の 通学区域の設定について

#### 【概要】

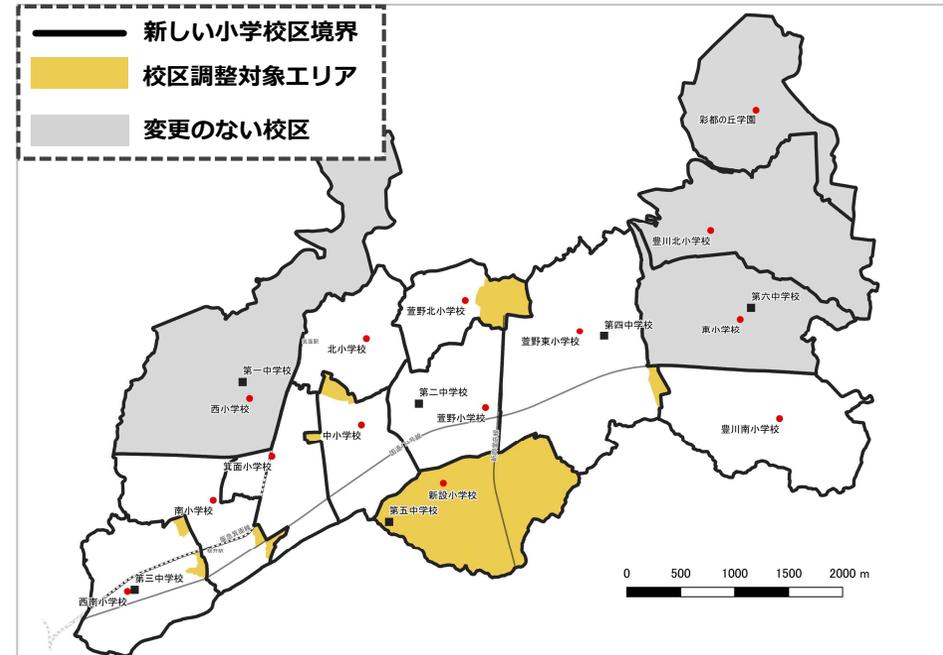
- 船場新設校を施設一体型小中一貫校とする場合、第五中学校の場所が市立病院跡地に移転することとなります。
- 中学校の場所が変わることにより通学区域を変更する必要があるか、変更する場合、新たな通学区域をどうするかについて、ご審議いただきたいと思えます。

# 校区再編後の小学校区

## 現在の小学校区

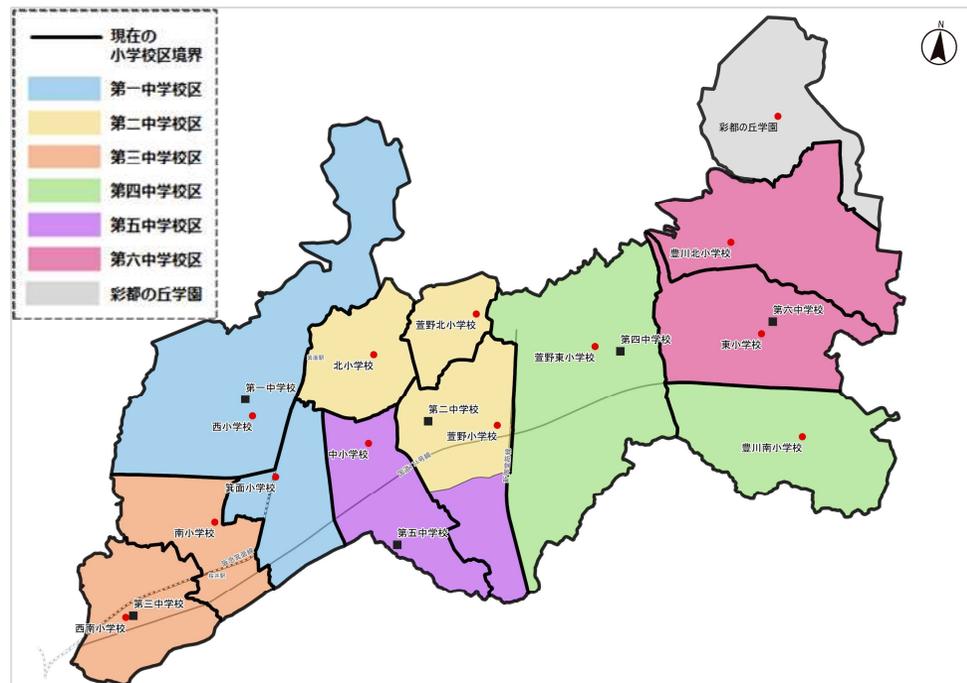


## 再編後の小学校区 (2032年度~)

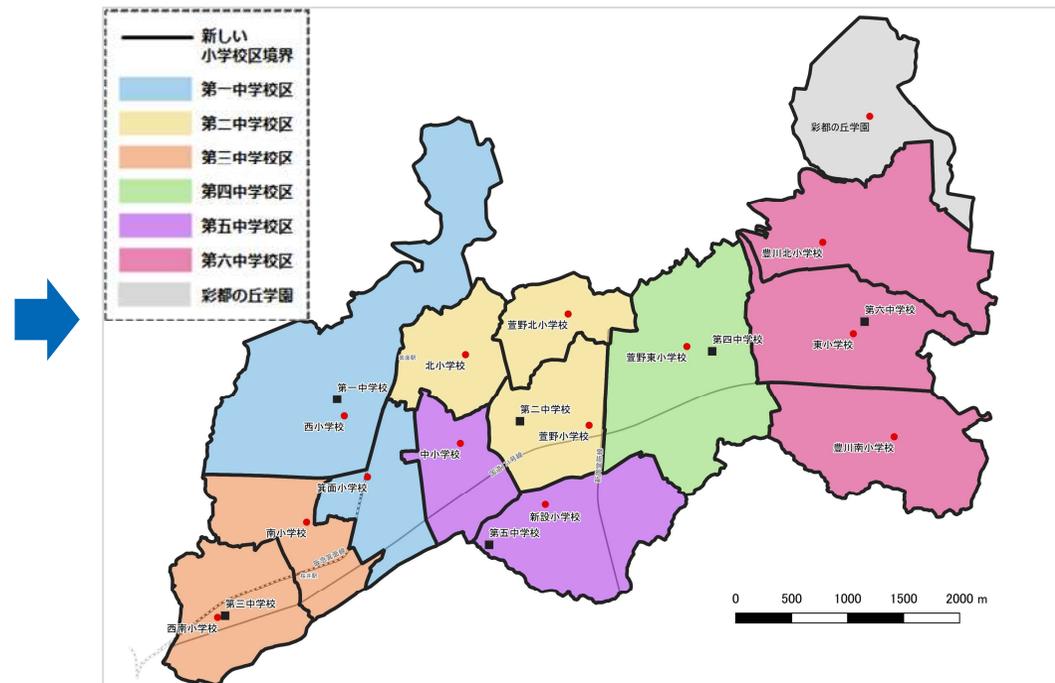


# 校区再編後の中学校区

## 現在の中学校区



## 再編後の中学校区 (2032年度～)



1. **通学区域審議会を開催するに至った経緯と現状の認識  
について（諮問 1 について）**
2. **諮問 2 について**

## 諮問 1 にあわせて…

前回の審議会の答申では、以下の意見が付されました（付帯意見）。

### 付帯意見の抜粋

学校を取り巻く外部環境が大きく変化していないか、また、ワークショップや審議会で議論された課題がどのように経過しているか適宜確認し、必要に応じて対応を検討すること。



## 諮問 2

# 交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について

### 【概要】

- 前回の通学区域審議会の答申から3年が経過したことから、同答申の付帯意見（※）に基づき、「外部環境の変化」や「過去に課題とされた地域」について、現状をご確認いただきたいと考えています。
- 現状をご確認いただいた結果、検討が必要な地域があれば、通学区域を変更する（または元に戻す）ことについて、ご審議いただきたいと思えます。

# 新設校に関する今後の想定スケジュール

R6.3 (目標)	新設校の校区決定 (答申) + 新設校の校種決定 (条例改正)
R6.4～ R7.3頃	● <b>基本構想・基本計画</b> どのような学校にするかの方針や、学校規模等の設計のための条件をまとめる段階
R7.4～ R8.9頃	● <b>基本設計</b> 基本計画を踏まえ、設計条件を整理し、施設の配置・機能・デザイン等を明確にしていく段階
R8.10～ R10.3頃	● <b>実施設計・造成設計</b> 基本設計に基づき、詳細な設計を進め、工事が実施できる設計図書を作成する段階
R10.3～ R11.7頃	● <b>病院解体工事</b> 市立病院移転後、病院の解体工事を行う段階
R11.5～ R12.5頃	● <b>造成工事</b> 建物を建てるための整地や擁壁工事などを行う段階
R12.1～ R14.1頃	● <b>校舎建築工事</b> 校舎を建築する段階
R14.2頃	開校準備
R14.4	新設校開校

※市立病院の移転予定時期に変更があったことから、新設校の開校目標が令和11年度から14年度に変更されています。